

平成29年11月10日

社会福祉法人 扶桑苑 次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法とは、次の世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主及び国民が担う責務を明らかにし、平成17年度から集中的にかつ計画的に取り組んでいくために作られたものです。

この法律に基づき、扶桑苑では、職員の働き方を見直し、職員の妊娠、出産、子育て及び復職時における支援に取り組むため、さらにすべての職員がその能力を十分に発揮して継続就業者が増えるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年11月10日～平成32年11月9日までの3年間

2. 内 容

(1) 目標1：すでに策定している、準規程「妊産婦である職員の健康管理上の措置について」（準規程第17号(29.7.3))を周知徹底するために、これを職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成29年11月～ 職員の具体的なニーズの把握、母性健康管理についての情報収集
- 平成29年12月～ 制度の周知徹底のために職員に配布

(2) 目標2：職員本人及び配偶者が妊娠中、産休、育休及び復帰後のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成29年11月～ 各事業所ごとに設置

(3) 目標3：育児休業取得者が職場復帰しやすい環境の整備を行う。該当職員の希望の把握、検討及び協議を行う。

<対策>

- 平成29年11月～ 復帰予定者への事前面談(電話連絡)による希望の把握及び施設長会議等による検討協議

(4) 目標4：女性職員に対する、リーダーシップや組織運営マネジメント能力向上等の研修への積極的な参加推進

<対策>

- 平成29年11月～ 中堅クラス以上の女性職員への研修参加のための予算の計上